



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社百十四銀行
代表者名 取締役頭取 綾田 裕次郎
(コード番号 8386 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 佐久間 達也
(TEL. 087-836-2787)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

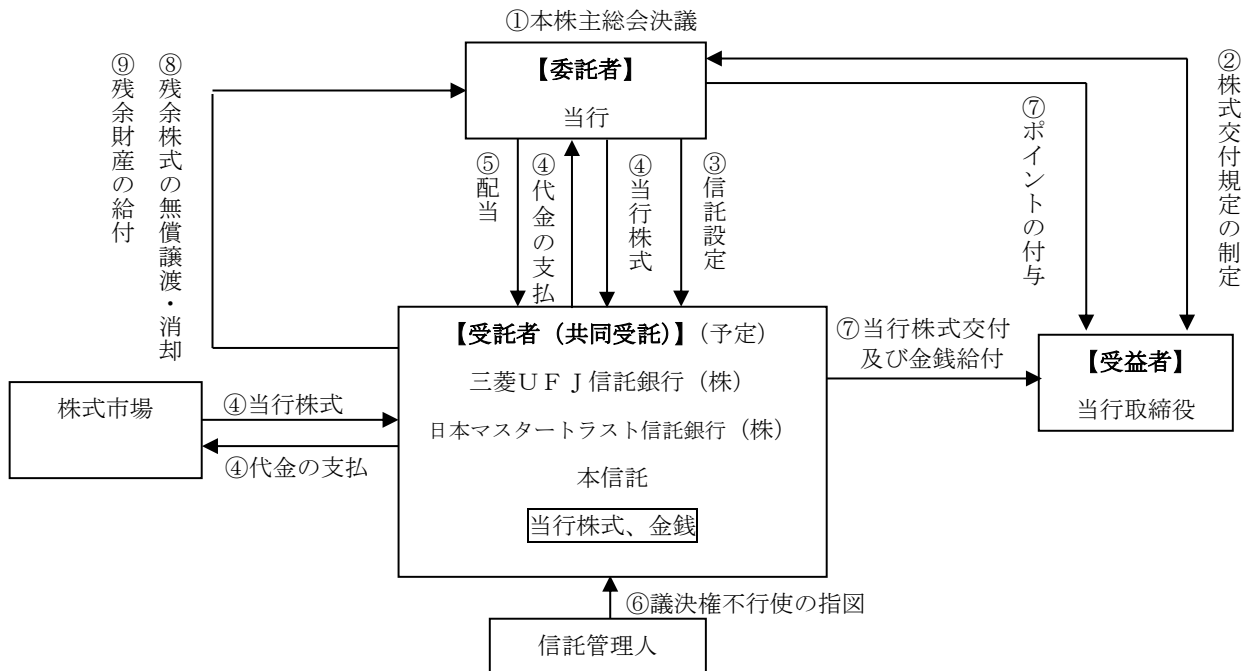
当行は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除き、以下「当行取締役」という。）を対象として、新たに業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 148 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することと致しましたので、下記の通りお知らせ致します。なお、当行は平成 29 年 3 月 23 日開催の取締役会において、本株主総会に監査等委員会設置会社への移行に関する議案を付議することを決議しております。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当行は、当行取締役を対象に、当行の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当行業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入致します（※）。
 - (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
 - (3) 本制度では、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様の役員に対するインセンティブ・プランです。当行は、当行取締役の退任後（当行取締役が海外赴任により国内非居住者となることが決定した場合は当該決定後、当行取締役が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に、B I P 信託により取得した当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて、交付又は給付（以下「交付等」という。）します。
 - (4) 当行は、本制度の実施のため設定した B I P 信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな B I P 信託を設定し、又は信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。
- (※) 本制度の導入に伴い、現行の株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないこととします。これにより、当行取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

2. 本制度の概要



- ① 当行は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ② 当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規定を制定します。
- ③ 当行は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす当行取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として、当行株式を株式市場又は当行（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当行株式に対する配当は、他の当行株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位及び毎事業年度における業績等に応じて、毎年、当行取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす当行取締役は、原則として、当行取締役の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当行株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する当行株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、又は、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当行に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当行及び当行取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各当行取締役について定められる累積ポイント数（下記(5)に定める。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記(7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(1) 本制度の概要

本制度は、連続する3事業年度（当初は、当行の中期経営計画の対象となる期間である平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記(4)イによる信託期間の延長が行われた場合は、以降の各3事業年度）を対象として、役員及び各事業年度の業績達成度等に応じた数の当行株式について、当行取締役の退任後に、役員報酬として交付等を行う制度です（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）。

(2) 制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び当行取締役に対して付与するポイント（下記(5)に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)イによる本信託の継続を行う場合には、本株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

当行取締役は、退任（死亡による退任を含む。以下同じ。）後又は海外赴任により国内非居住者となることが決定した後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの累積ポイント数（下記(5)に定める。）に相当する当行株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、当行取締役として在任していること（制度開始日以降に新たに当行取締役になった者を含む。）
- ② 当行取締役を退任していること、又は海外赴任により国内非居住者となること（※）
- ③ 自己都合若しくは解任により退任した者、在任中に一定の非違行為があった者又は会社に許可なく同業他社に就職した者でないこと
- ④ 下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ 下記(4)ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が当行取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して当行取締役の在任中に当行株式等の交付等が行われます。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

平成29年8月7日（予定）から平成32年8月31日（予定）までの約3年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当行は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当行取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式

(当行取締役が付与された累積ポイント数(下記(5)に定める。)に相当する当行株式で交付等が未了のものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い(追加拠出を伴わない信託期間の延長。)

本信託を終了する場合においても、信託期間(上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間。)の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある当行取締役が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、当行取締役に対する新たなポイントの付与は行いません。

(5) 当行取締役に交付等が行われる当行株式等の数

当行取締役に、原則として信託期間中の毎年6月に、前年7月1日から同年6月末日(以下「対象在任期間」という。)の間に当行取締役として在任した者を対象として、同年3月末日で終了した事業年度における業績及び当該対象在任期間における在任月数に応じてポイントが付与されます。具体的なポイントの算定式は以下の通りです。

なお、業績連動係数は、中期経営計画における単年度の業績目標の達成度等に応じて変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、当初の対象期間(現中期経営計画の対象となる期間と同じ。)においては、現中期経営計画の経営目標である連結当期純利益等とします。

(ポイントの算定式)

(役位別に定める株式報酬額×対象在任期間における役位毎の在任月数/12ヶ月)の合計
÷平成29年8月(※)の東京証券取引所における当行株式の終値の平均値
×対象在任期間中に終了する事業年度にかかる業績連動係数
(小数点以下の端数は切り捨て。)

※ 上記(4)イによる本信託の継続を行う場合は、延長後の信託期間の初日の属する月とします。

任期満了以外の退任(自己都合による退任等を除く。)、死亡又は海外赴任が決定した当行取締役は、業績連動係数を乗じず、役位と在任期間に応じたポイントのみを速やかに付与します。

当行取締役の退任、死亡又は海外赴任決定後に、付与されたポイント数の累積値(以下「累積ポイント数」という。)に相当する当行株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当行株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当行株式数を調整します。

(6) 当行取締役に對する当行株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす当行取締役が退任(死亡による退任を除く。)する場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から累積ポイント数の60%に相当する当行株式(単元未満株式については切捨て)の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する株式数の当行株式については、本信託内で換価処分した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

信託期間中に受益者要件を満たす当行取締役が死亡した場合、当該当行取締役の相続人は、死亡後に算定される累積ポイント数に応じた数の当行株式について、本信託内で換価した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、信託期間中に受益者要件を

満たす当行取締役の海外赴任が決定した場合、当行取締役が死亡した場合と同様に取り扱い、当該当行取締役は、海外赴任決定後に算定される累積ポイント数に応じた数の当行株式について、本信託内で換価した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の上限額及び本制度において当行取締役に付与するポイントの総数の上限

信託期間内に当行が本信託に拠出する信託金の合計額及び本信託において当行取締役に付与するポイントの総数は、以下の上限に服するものとします。

信託期間内に本信託に拠出する信託金の上限額 合計3億円(※1)

※1 信託金の上限金額は、現在の当行取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

1 事業年度当たり当行取締役に付与するポイントの総数の上限 22万ポイント(※2)(※3)

※2 1事業年度当たり当行取締役に付与するポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

※3 信託期間において、本信託が取得する株式数は、かかる1事業年度当たり当行取締役に付与するポイント総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数(66万株)を上限とし、上記(4)イによる本信託の継続を行う場合も同様とします。

(8) 本信託による当行株式の取得方法

本信託による当初の当行株式の取得は、上記(7)の本信託に拠出する信託金の上限額及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

(9) 本信託内の当行株式の議決権行使

本信託内にある当行株式(すなわち当行取締役に交付等が行われる前の当行株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当行株式に係る配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。

(11) 本信託の終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式(信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある当行取締役に対して、その退任後に交付等を行うことが予定される当行株式を除く。)が生じた場合は、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了する場合は、当行は、株主への還元策として、本信託から当該残余株式の無償譲渡を受け、これを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当行株式にかかる配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当行及び当行取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	当行取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当行
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
⑤受益者	当行取締役（退任した者を含む。）のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当行と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	平成29年8月7日（予定）
⑧信託の期間	平成29年8月7日（予定）～平成32年8月31日（予定）
⑨制度開始日	平成29年9月1日（予定）
⑩議決権行使	行使しない
⑪取得株式の種類	当行普通株式
⑫信託金の上限額	3億円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	平成29年8月9日（予定）～平成29年9月29日（予定） （なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
⑭株式の取得方法	株式市場からの取得
⑮帰属権利者	当行
⑯残余財産	帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

経営企画部 広報 CSR グループ 太田（康） 【電話】 087-836-2916